

鳥取県建築士事務所指導要綱第5条（1）関係

## 誓 約 書

建築士法（昭和25年法律第202号）第24条第1項により、下記の専任の管理建築士であることを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

管理建築士氏名 鳥 取 次 郎

鳥取県指定事務所登録機関  
(一社) 鳥取県建築士事務所協会会長 様

記

建築士事務所名称 株式会社鳥取建築一級建築士事務所

一級、二級、木造  
建築士事務所の別 一級建築士事務所

- 注) 1. 管理建築士氏名を署名してください  
2. 6ヶ月以内に勤務先を違えた場合は、前職場の退職証明書を添付してください。